

注 文 書

1 契約番号 2026000077

2 件 名 消防設備防火対象物保守点検業務（本庁舎・東庁舎）

3 場 所 大崎市古川七日町1番1号 外

4 期 間 令和8年 4月 1日から

令和11年 3月31日まで

5 添付書類

（1）仕様書

（2）別表

（2）積算内訳書

6 担 当 課 大崎市総務部財政課

消防設備・防火対象物保守点検業務（本庁舎・東庁舎）仕様書

本仕様書は、消防設備・防火対象物保守点検業務を民間事業者（以下「受託する民間事業者」）へ委託する際の概要を示すものである。

- 1 委託業務名 消防設備・防火対象物保守点検業務（本庁舎・東庁舎）
- 2 施行目的 各所に設置された消防用設備等について、常に消防法に定める基準を保ち、人命並びに財産の保護に万全を期すことを目的とする。
- 3 点検場所 大崎市古川七日町1番1号 外1箇所
- 4 施工期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）
- 5 点検内容
 - (1) 消防設備点検 年2回（計6回）
 - ① 外観、機能保守 年1回（計3回）
 - ② 総合保守 年1回（計3回）
 - (2) 防火対象物定期点検 年1回（計3回）
- 6 点検実施者 法令上・業務上必要となる有資格者は、受注者で確保しなければならない。
- 7 施行仕様（消防設備点検） 受託事業者は以下のことについて、試験・測定し、維持に関する技術上の基準に適合するか否かを判定（機器点検・総合点検）し、委託者に報告すること。併せて不良個所があった場合は、その対処法を報告すること。
 - (1) 自動火災報知設備（本庁舎・東庁舎）
自動火災報知設備について、次のことを試験・測定し、維持に関する技術上の基準に適合するか否かを判定し、適切な処置を施すとともに、管理者に報告する。
 - ア 電源回路相互間の絶縁抵抗値
 - イ 1つの警戒区域毎の絶縁抵抗値
 - ウ 常用電源と非常用予備電源自動切替及び予備電源装置
 - エ 常用並びに予備の電源電圧の確認及び容量の確認
 - オ 試験装置により、各警戒区域毎の表示の適否の確認
 - カ 総合操作盤の操作上支障となる障害物の処理と指導

キ 操作部の各スイッチの良否についての確認

ク その他、関係諸法令に基づく基準に適合するか否かの確認

(2) 屋内消火栓設備(本庁舎・東庁舎)

ア 加圧送水装置の起動試験及び表示の良否の確認

イ 呼水装置及び呼水槽への自動給水装置の良否並びに水源の確認

ウ 加圧送水装置起動盤の絶縁測定、作動状態、機器の損耗、その他の試験

エ ホース接続口及び開閉弁、管の発錆等の処置

オ ホースの折損及び穴等の有無

カ 差し込み結合器具の差し込みの難易の確認と処置

キ ホース掛け引き出し具合及び発錆等の確認と処置

ク その他、関係諸法令に基づく基準に適合するか否かの確認

(3) 消火器(本庁舎・東庁舎)

ア 設置した場所の消火に適合する消火器であるか否かの確認

イ 通行又は避難に支障がなく、かつ消火器については消火薬剤が凍結、変質等の恐れの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあるかどうかの確認と指導

ウ 容器本体の薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないかどうかの確認

エ その他、関係諸法令に基づく基準に適合するか否かの確認

(4) 非常用放送設備(本庁舎・東庁舎)

ア 放送設備本体及びマイク等付属設備の点検、確認と指導

イ 各スピーカーの位置の良否の確認と指導及び各スピーカーと配線の点検確認と処置

ウ その他、関係諸法令に基づく基準に適合するか否かの確認

(5) 防火扉(本庁舎・東庁舎)

ア 光電式防火扉の感知の状態と確認と処置

イ 光電式防火扉及び手動式シャッターの作動状態の確認と処置

ウ 手動式シャッターの開放状態での安全性の確認と処置

エ その他、関係諸法令に基づく基準に適合するか否かの確認

(6) 避難設備(本庁舎・東庁舎)

ア 金属製避難はしご

(ア) 取り付け器具、避難はしご等に発錆の有無の確認と処置

(イ) 取り付け器具にガタが生じていないかの確認と処置

(ウ) 取り付け器具、はしご本体の破損、変形の有無の確認と架梯操作が円滑にできるような処置

(エ) 横浅の回転するものの有無の確認と踏みしろのすべり止めの整備

イ 昇降機

(ア) 取り付け器具の堅結部のゆるみ、使用時の難易、発錆腐食、その他の障害の有無の確認と処置

(イ) フック、ロープ等の円滑性の確認と処置

(ウ) 昇降機全体のネジのゆるみ、腐食、損傷の確認と処置

(エ) ロープ末端及び調速機の封印の確認

(オ) ロープに付着した遺物の有無の確認と処置

ウ 救助袋

(ア) 格納部分の整備

(イ) 袋本体の害虫、腐食、亀裂又は損傷及び縫外れ、縦糸の切断の有無の確認と処置

(ウ) 帆布の著しい吸湿、及びロープに酸性薬品、油、その他の汚物の付着の有無と処置

(エ) 展張時の袋全体の摺部の有無及び左右のロープの働き具合の確認並びに金具の整備

(オ) 帆布と上部支持枠との取り合わせ部分の安全確認と障害の処置

(カ) 上部取り付け部分のアンカーボルトのぐらつき及びナットの緩み、脱落の確認と処置

(キ) 支持枠と取り付け金具の取り合わせ部分の変形、損傷等及び溶接接合部分の亀裂、離脱の有無の確認と処置

(ク) 下部支持装置の障害の有無

(ケ) 埋設部分の取り付け金具の障害の有無の確認と処置及び泥、塵芥などの除去

(7) 誘導灯及び誘導設備(本庁舎・東庁舎)

ア 誘導灯のカバーの破損等の点検及び非常電源の充電状態の確認(非常電源内蔵型)

イ 誘導灯の球切れ点検と交換

ウ 各種消防用の標識の適否の確認と処置

(8) 非常警報器具及び非常警報設備{ガス漏れ警報器及び設備含む}

(本庁舎・東庁舎)

ア 感知器の取り付け位置の適否の確認

イ 感知器の種別及び床面積と設置個数との適合の確認

ウ 感知器の種別及び種類毎に、法令に定める規格(動作温度、動作時間への適合の良否の確認と試験)

エ 感知器の有効な換地の妨害となる障害物の除去と指導

オ 発信機、音響装置(スピーカーを含む)の基準への適合の良否の確認

カ その他、発錆、塗装の剥離等の有無及び関係諸法令に基づく基準への適合の良否の確認

(9) 防排煙設備(本庁舎・東庁舎)

ア 外観機能点検

(ア) 連動制御機（常用電源）

- a 開閉器の専用回路の表示の有無の確認
- b 端子等のゆるみ、脱落、破損等の有無の確認
- c 常用電源を遮断した場合、予備電源への切替が自動的に行われ、かつ常用電源が正常に復旧した場合、常用電源へ自動的に切り替わるかの確認
- d 前記切替時に電圧計の指示が適正であるかの確認
- e 操作上、支障のない空間が保たれているかの確認
- f 予備品、説明書、回路図が備えられているかの確認

(イ) 自動閉鎖装置

- a 防火戸、シャッター各々の閉鎖装置の変形、腐食の有無の確認
- b 防火戸、シャッター等の開閉に支障を来す障害物の有無の確認

(ウ) 感知器

- a 加煙試験器による試験後、基準値に適合するか否かの確認
- b 煙感知器感度測定器による感度測定後、基準値に適合するか否かの確認

(10) 非常用自家発電設備(本庁舎・東庁舎)

- ア 周囲の状況を確認し、発電機が十分に機能するかの確認
- イ 発電機の所定電圧発生能力の確認
- ウ 発電機に係る付帯設備の良否の確認
- エ 疑似負荷試験装置、実負荷等により定格回転速度及び 定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い運転状況を確認

(11) 非常用電源専用受電設備(本庁舎・東庁舎)

- ア 設置場所の確認
- イ 配電盤及び分電盤の形状、表示灯の確認
- ウ 電源電圧が適正であるかの確認
- エ 開閉器及び遮断機の容量、損傷等、接続部の確認
- オ 接地抵抗値及び絶縁抵抗値の確認
- カ その他、関係諸法令に基づく基準への適合の確認

(12) 蓄電池設備(本庁舎・東庁舎)

- ア 設置状況の確認
- イ 蓄電池及び充電装置の所定電圧発生能力の確認
- ウ 接地抵抗及び絶縁抵抗の確認
- エ その他、付帯設備の良否の確認
- オ その他、関係諸法令に基づく基準への適合の確認

(13) 不活性ガス消火設備(東庁舎)

- ア 消火剤貯蔵容器等の周囲の状況、外形、表示、安全性の確認

- イ 消火剂量の確認
- ウ その他、付帯設備の良否の確認
- エ その他、関係諸法令に基づく基準への適合の確認

(14) その他

本契約に基づく点検業務及びこれに付随する軽微な作業（火災受信機のエラー解除、復旧操作、簡易リセット、消防訓練に伴う立会い等）については、出張費その他の費用を別途請求しないこと。これらの費用は契約金額に含むものとする。

8 暴力団等の排除

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

9 被災者等の積極的な雇用

本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めるものとする。

10 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

1 1 入札金額の記載方法

3年間の総額（消費税抜き）を記載する。

1 2 請負代金の支払方法

年2回払いとする。

別表

1 本庁舎（消防設備点検）

(1) 自動火災報知設備

	機器名	数量	備考
感知器	差動式スポット型	285 個	2種
	熱アナログ式スポット型	10 個	特種
	熱アナログ式スポット型（防水型）	47 個	特種
	熱アナログ式スポット型（防水型）	8 個	1種
	光電アナログ式スポット型	185 個	
	定温式スポット型（防爆型）	1 個	1種
	屋内型 P型 1級	16 個	
発信機	AC24V	16 個	
表示灯	回線数 1（受信機）	9 台	自動
中継器	回線数 4（受信機）	11 台	自動
	回線数 8（受信機）	1 台	自動
	回線数 4（受信機）	4 台	自動
	回線数 8	1 台	自動
	回線数 2	2 台	自動
	回線数 1	1 台	自動
	蓄積式、アナログ式、自動試験機能付き GR型　自火報点数 548 点、その他点数 21 点、予備点数 193 点	1 台	
受信機	自火報点数 548 点、その他点数 21 点、 予備点数 193 点	1 台	
表示器		10 個	
光警報装置		1 式	
消火栓起動連動裝置			

(2) 屋内消火栓設備

	機器名	数量	備考
屋内消火栓ポンプ	屋内消火栓ポンプユニット	1 台	

屋内消火栓箱	埋込形 総合盤組込 消火器格納付	16 台	
テスト弁	65A アングル形	2	
	30A×40A アングル形	1	
移動式粉末消火器		3	
露出消火器 BOX	ステンレス露出形	4	
シングルスタンド		5	
消火補助水槽	ステンレス鋼板 容量 呼称 519L 有効 500L 水槽 800×800×1100 h	1	
操作盤		1 台	
表示盤		1 台	
呼水装置		1 台	
放水試験		1 式	
配線点検(2次側)		1 式	
放水口格納箱	埋込形	3 基	
双口送水口	埋込型	2 基	

(3) 消火器

ABC 消火器	88 本	
---------	------	--

(4) 非常用放送設備

	機器名	数量	備考
コーンスピーカー	天井埋込スピーカー	103 台	
	天井埋込スピーカー (ATT 付)	157 台	
	天井露出スピーカー	21 台	
	天井露出スピーカー (ATT 付)	4 台	
	壁掛スピーカー (ATT 付)	12 台	
	エレベータ用スピーカー	3 台	
ホーンスピーカー	クリアホーン	1 台	
増幅器		1 台	
遠隔操作盤		2 台	
非常電源		1 式	
常用電源		1 式	
配線点検(2次側)		1 式	

(5) 防火扉

	機器名	数量	備考
	防火扉	27 点	
	防火シャッター	13 点	
	防火スクリーン	1 面	

(6) 避難設備

(7) 誘導灯及び誘導設備

	機器名	数量	備考
誘導灯		107 台	
配線点検(2次側)		1 式	

(8) 非常警報器具及び非常警報設備{ガス漏れ警報器及び設備含む}

(9) 防排煙設備

	防煙垂壁	1 面	
--	------	-----	--

(10) 非常用自家発電設備

	電圧	全出力又は定格容量
非常用自家発電設備	6,600V	750kVA

(11) 非常用電源専用受電設備

(12) 蓄電池設備

電圧	全出力又は定格容量
AC210V	50・54AH・セル

2 東庁舎（消防設備点検）

(1) 自動火災報知設備

受信機	P型1級 20回線	1台	
感知器	差動式スポット型	54個	
	定温式スポット型	42個	
	煙感知器（2種）	25個	
発信機	P型1級	10個	
電鈴		18個	
表示灯		10個	
消火栓起動連動装置		1式	
電源装置		1式	
配線点検（2次側）		1式	

(2) 屋内消火栓設備

加圧送水装置		1台	
操作盤		1台	
表示盤		1台	
屋内消火栓		10台	
呼水装置		1台	
放水試験		1式	
配線点検（2次側）		1式	

(3) 消火器

小型消火器		30本	
-------	--	-----	--

(4) 非常用放送設備

(5) 防火扉

	機器名	数量	備考
	防火扉	10点	

(6) 避難設備

(7) 誘導灯及び誘導設備

誘導灯		15 台	
配線点検(2次側)		1 式	

(8) 非常警報器具及び非常警報設備{ガス漏れ警報器及び設備含む}

(9) 防排煙設備

(10) 非常用自家発電設備

	電圧	全出力又は定格容量
非常用自家発電設備	200V	30kVA

(11) 非常用電源専用受電設備

(12) 蓄電池設備

(13) 不活性ガス消火設備

不活性ガス消火設備 (IG-541) パッケージ消火設備法定点検	
品名	数量
①消火薬剤貯蔵容器 等	1 式
IG541 容器 TCV 型／IR 型圧力計無し	7 本
起動用ガス容器	1 本
②制御装置 等	1 式
起動用操作函 手動起動装置	1 個
制御盤	1 面
音声警報装置	1 面
電源装置 バッテリー他	1 式
スピーカー	1 個
圧力スイッチ 放出表示用／閉止弁用他	1 個
放出表示灯	1 個
③噴射ヘッド 等	1 式

噴射ヘッド 静音型	4	個
④感知器 等	1	式
熱感知器 低温式スポット型	2	個
⑤開口部自動閉鎖装置 等	1	式
開口部自動閉鎖装置 ダンパー・シャッター等	2	箇所
ダンパー復旧装置	1	個
⑥キャビネット	1	式
キャビネット (ローカル機器別途) IG-541 親機 1本入	1	組
キャビネット (ローカル機器別途) IG-541 子機 2本入	3	組
起動試験 (電気的試験)	1	式
⑦総合点検	1	式
放出試験	1	区画
放出ガス費 IG541 容器	1	本
配線点検 絶縁測定 (二次側)	1	式

3 本庁舎（防火対象物定期点検）

本庁舎について、消防法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物定期点検報告の対象となるため、同法及び消防法施行規則第4条の2の6の規定に基づく次の防火対象物点検を行うもの。

点検項目

- (1) 消防計画、防火管理者の選任又は解任、自衛消防組織、共同防火管理協議事項の各届出
- (2) 避難上必要な施設及び防火戸の管理
- (3) 防炎対象物品の表示
- (4) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出
- (5) 消防用設備等の設置
- (6) 火を使用する設備の位置、構造及び管理等
- (7) 指定量未満の危険物の貯蔵及び取扱い
- (8) 指定可燃物等の貯蔵及び取扱い

消防設備・防火対象物保守点検業務(本庁舎・東庁舎)

積 算 内 訳 書

(宮城県大崎市)

単 價 表

件 名 :消防設備・防火対象物保守点検業務(本庁舎・東庁舎)

項目	名称	単位	数量	単 價	金 額	摘要
消防設備保守点検業務 (本庁舎)	機器点検	回	1.0			1回／年
	総合点検	回	1.0			1回／年
	計					
消防設備保守点検業務 (東庁舎)	機器点検	回	1.0			1回／年
	総合点検	回	1.0			1回／年
	計					
防火対象物保守点検業務 (本庁舎)	定期点検	回	1.0			1回／年
	計					
	小計					

(宮城県大崎市)